

議案第72号

福岡城整備基金条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡を代表する貴重な史跡である福岡城の保存を図り、その整備を推進することにより、本市独自の歴史を活かしたまちづくりに資するため、基金を設置し、及び管理する必要があるによる。

福岡城整備基金条例

(設置)

第1条 福岡を代表する貴重な史跡である福岡城の保存を図り、その整備を推進することにより、本市独自の歴史を活かしたまちづくりに資するため、福岡城整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため、基金を処分するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。